衆議院議員照屋寛徳提出米空軍嘉手納基地の旧海軍駐機場使用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員仲里利信提出政府と沖縄県が争う「沖縄県名護市辺野古への新基地建設問題」解決の前提となる沖縄の現状についての政府の基本認識に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出風疹抗体検査に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出臨時財政対策債に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出公務員の副業に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出天下り問題の全省庁調査の進捗に関する質問に対する答弁書
衆議院議員高井崇志提出景品交換所のぱちんこ屋からの独立性に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に関する質問に対する答弁書
衆議院議員上西小百合提出テロ等準備罪法案修正案に関する質問に対する答弁書
衆議院議員上西小百合提出南スーダン派遣の自衛隊部隊の撤収に関する質問に対する答弁書
衆議院議員仲里利信提出政府と沖縄県が争う「沖縄県名護市辺野古への新基地建設問題」解決の前提となる沖縄駐留米軍の抑止力と存在意義についての政府の認識に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出フリースクールに関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出高齢ドライバーの交通事故防止に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出韓国新政権の慰安婦を巡る日韓合意に対する姿勢の変化に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出障碍者差別解消法に関する質問に対する答弁書
衆議院議員落合貴之提出空家等対策と支援措置に関する質問に対する答弁書

通知書受領

六月二十日内閣から衆議院議員仲里利信提出政府と沖縄県が争う「沖縄県名護市辺野古への新基地建設問題」解決に向けた政府の取組姿勢の変化に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員**逢**坂誠二提出政府職員の通報が公益通報保護制度の対象になるか否かの基準に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鷲尾英一郎提出後発医薬品の使用促進の目標設定と目標達成のためのインセンティブのあり方に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員柚木道義提出凶悪犯罪・重大犯罪に関する、被害届の不受理、逮捕状の不執行、捜索・差押の過程及び政府関係者による報道関係者への説明に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員仲里利信提出米軍嘉手納基地の旧海軍駐機場の再使用に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員北神圭朗提出リニア中央新幹線建設に伴うトンネル残土等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員**逢**坂誠二提出国家戦略特別区域諮問会議の民間議員の見解に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員小熊慎司提出東京電力福島第二原発の廃炉に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員小熊慎司提出一括賠償後の賠償基準等の策定に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員柿沢未途提出一般財団法人グリーンチャンネルの競馬中継放送に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出保育所の入所基準の運用に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出英語教育を充実させるための具体策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出ネット企業に対する情報開示請求に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出ふるさと納税に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出フリーランス保護法制に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出腎機能障害の認定基準に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出加計学園文書流出は国家公務員法違反かどうかに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出豊予海峡ルートに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員本村賢太郎提出消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の移転に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。